

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設）</p> <p>第六条 法第十九条の十八第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の二又は第二号に掲げるものに該当するものとする。</p> <p>第七条～第十一条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十二条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十条第一号二において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十三条～第十八条 （略）</p> <p>（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）</p>	<p>第六条～第十条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十一条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十九条第一号二において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十二条～第十七条 （略）</p> <p>（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）</p>

第十九条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十五条

第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一・二 (略)

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)

第二十条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一・二 (略)

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)

第九条第十一項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール

四 (略)

第二十一条・第二十二条 (略)

附則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 平成二十七年三月三十一日までの間における第二十条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域

第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条

第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一・二 (略)

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)

第十九条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一・二 (略)

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)

第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール

四 (略)

第二十条・第二十一条 (略)

附則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 平成二十七年三月三十一日までの間における第十九条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域

であるものに限る。」と、同条第二号から第四号までの規定中「二
までに」とあるのは「八までに」とする。

であるものに限る。」と、同条第二号から第四号までの規定中「二
までに」とあるのは「八までに」とする。

改正案	現行
<p>（占有物件）</p> <p>第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの</p> <p>二 十 （略）</p> <p>（占有に関する制限）</p> <p>第十六条 都市公園の占有については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設は、<u>国土交通省令で定める基準に適合すること。</u></p> <p>七 十 （略）</p>	<p>（占有物件）</p> <p>第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 十 （略）</p> <p>（占有に関する制限）</p> <p>第十六条 都市公園の占有については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 十 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三十二（略）</p> <p>三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二十</p> <p>三十四・三十五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三十二（略）</p> <p>三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>三十四・三十五（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定、<u>退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定及び都市利便増進協定</u>に関する<u>こと並びに同法に規定する退避施設協定</u>に関する<u>こと（住宅局の所掌に属するものを除く）。</u></p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に関する<u>こと（住宅局の所掌に属するものを除く。）並びに同法に規定する都市利便増進協定</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>八～十 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第三十一条の二第二項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）<u>第七</u>条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるときは、○ ・五ヘクタール）以上であること。</p> <p>三（略）</p> <p>8～26（略）</p> <p>（土地の譲渡等がある場合の特別税率）</p> <p>第三十八条の四（略）</p> <p>2～16（略）</p> <p>17 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令第七<u>条</u>第一項ただし書に規定する場</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第三十一条の二第二項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）<u>第六</u>条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるときは、○ ・五ヘクタール）以上であること。</p> <p>三（略）</p> <p>8～26（略）</p> <p>（土地の譲渡等がある場合の特別税率）</p> <p>第三十八条の四（略）</p> <p>2～16（略）</p> <p>17 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令第六<u>条</u>第一項ただし書に規定する場</p>

合に該当するものであるときは、〇・五ヘクタール）以上であること。

三
(略)
18
44
(略)

合に該当するものであるときは、〇・五ヘクタール）以上であること。

三
(略)
18
44
(略)